

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月

平成5年7月24日に勤務先を退職して間もなく、夫がA市役所へ行き、私の国民年金1号加入と、国民健康保険の加入手続を同時に行った。同市役所の担当職員は、年金手帳の加入記録欄に「平成5年7月31日、1号」と記入し、同年7月分国民年金保険料（1万円強）の納付書を発行してくれたので、同市役所の会計窓口で、その日のうちに保険料を納付した。

申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（電算データ）及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の1号被保険者資格取得年月日は平成5年8月1日とされているが、申立人の所持する年金手帳の国民年金加入記録欄の資格取得日は、同年7月31日と記載され、A市の国民健康保険加入記録によっても、申立人は同年7月31日に国民健康保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、当時、申立人は、同年7月31日を取得日として国民年金の1号被保険者資格取得手続を行ったと推認でき、行政側の資格記録管理の事務処理に誤りがあった可能性が高い。

また、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間のすべての保険料を納付している上、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとするその夫も、自身の国民年金加入手続を適切に行い、国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付していることから、1か月と短期間である申立人の保険料を未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月

A市で納付した昭和41年度分国民年金保険料について、B区に転居した際、未納になっていると言われ納付したが、後日、この納付は二重納付になっているので、昭和42年7月から43年3月までの期間の保険料に充当すると言われた。さらに、C区に転居後、43年2月分の一部と3月分の保険料が充当不足のため未納になっていると言われたので、すぐに納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書により、申立人は、昭和43年2月分国民年金保険料の不足額100円及び同年3月分保険料200円の合計300円を納付したことが確認できることから、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）では、43年2月分保険料の不足額は納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料は未納と記録され、当該保険料が還付された記録も確認できない。

また、申立人は、住所の異動に際し、区役所からの指示どおりに国民年金保険料を納付したにもかかわらず、重複納付が発生していることから、当時の行政側の事務処理や被保険者の指導に誤りのあった可能性が高い。

さらに、申立人は、申立期間を除いた国民年金加入期間について、すべての国民年金保険料を納付していることから、納付意識が高かったと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から同年10月まで
平成2年7月に会社を退職したので、妻が、A町（現在は、B市）役場で私の国民年金1号加入手続と、妻の3号から1号への種別変更手続を合わせて行い、国民年金保険料も一緒に納めた。年金手帳にも国民年金の被保険者となった日が平成2年7月26日と記載されており、加入手続も保険料の納付も間違いなく済ませたはずである。

申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の記載により、申立人は、平成2年7月26日を資格取得日として国民年金1号被保険者資格を取得したことが確認でき、このことはA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（電算データ）の記録と一致する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の強制加入被保険者が、平成2年5月から同年7月の間に資格を取得し、いずれも同年8月から国民年金保険料を納め始めていることから、申立人は、同年8月ごろまでに国民年金の加入手続を行ったと推認できる一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日が、加入手続を行った時点では未到来の3年1月22日とされていることは不合理であり、行政側の被保険者資格記録管理の事務処理に誤りがあった可能性が高い。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその妻は、申立期間について、申立人の主張するとおり、3号被保険者から1号被保険者への種別変更手続を適切に行い、保険料を納付していることが確認できることから、申立人について国民年金1号加入手続を行わず、保険料を未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月
② 昭和50年10月から51年8月まで

昭和50年9月に会社を退職したので、国民年金に加入し、国民年金保険料を納めてきた。ところが、ねんきん特別便で申立期間が未加入になっていることを知り、社会保険事務所に問い合わせたところ、「申立期間①②とも未加入となっており、このうち申立期間②の保険料については、いったん納付された後に還付されている。」と回答されたが、私は、還付を受けた記憶はない。

申立期間①②が未加入とされ、さらに申立期間②の保険料が還付済みとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する年金手帳の記載から、申立人は、昭和50年10月ごろ、当初50年10月1日を資格取得日として国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、A社会保険事務所の保険料還付整理簿により、申立期間②の国民年金保険料が55年4月22日に還付されたことが確認できることから、このころ申立人の国民年金の資格取得日が、50年10月1日から51年9月1日に訂正されたため申立期間②は無資格期間とされ、当該保険料が還付されたと推認できるが、申立期間②は国民年金の強制加入期間に該当し、社会保険庁の記録を前提としても事実と異なる資格取得日の訂正により還付手続が行われたことが認められることから、申立期間②の保険料は納付していたものと考えられる。

一方、申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録により、申立

人は、昭和 50 年 9 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、申立人は、前述のとおり申立期間当時 50 年 10 月 1 日を資格取得日として国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、申立人に対する国民年金保険料の納付書の発行は 50 年 10 月分から行われ、申立期間①の保険料は納めることができなかつたと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 51 年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から5年1月まで

A社に平成3年5月から5年1月まで勤務したが、この間の厚生年金保険の記録がない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立期間において、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄しており、当時の事業主は、「申立人が在籍していたことは覚えているが、当時の資料は残っていないので、申立人の厚生年金保険の加入等については、何も分からない。」と回答している上、申立期間当時、労務管理を担当していた上司は既に他界しており、ほかに、関係者からの有力な証言も得られないことから、当該事業所における申立人の勤務の形態は不明で、給与から厚生年金保険料が控除されていたとする事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険の被保険者整理番号は、連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

加えて、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から同年 11 月まで

昭和 29 年 8 月に入社した A 社に、38 年 12 月中旬まで勤務し、間を空けずに当該事業所の同僚らと共に設立した B 社に転籍した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いが、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が昭和 38 年 12 月中旬ごろまで、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、当該事業所において申立人が昭和 38 年 9 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、申立期間当時、一緒に勤務していた 4 人の同僚も、同日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、そのうちの 1 人は、「事業主は、我々従業員の事業独立を理由に、退社する 2、3 か月前に全員の被保険者資格の喪失手続を行ったはずである。」と証言していることから、当該事業所は、申立人を含む 5 人の従業員が退社する前に被保険者資格の喪失手続を行ったことが推認でき、申立人の喪失手続のみを行わなかったとは考え難い。

また、当該事業所は既に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月 10 日から 15 年 9 月 1 日まで

平成 14 年 9 月 10 日から A 社に正社員として雇用され、給料支給総額を 20 万円で契約を結んだ。後日、当該事業所から社会保険事務所に提出された厚生年金保険に係る届出によって、標準報酬月額が 17 万円で決定されていることが分かった。申立期間について、支給総額の 20 万円で標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している給与明細書によると、申立期間における申立人の給与は、基本給が 16 万 9,000 円で各種手当を含めると毎月 20 万円程度の支給総額であることが確認できる。

しかし、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の標準報酬月額は平成 14 年 9 月 19 日に 17 万円で決定され、15 年 8 月まで、変更がなかったことが確認できる。

また、当該給与明細書により、厚生年金保険料の毎月の控除額は 1 万 4,747 円であることが確認できる。申立人が所持する給与所得の源泉徴収票からも同額の保険料控除額が算出される上、この保険料控除額に見合う標準報酬月額は 17 万であり、社会保険庁の記録と一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月から26年12月1日まで

昭和24年11月ごろ、A社で働いていた工業学校の同級生の紹介で、B村のC橋の建設現場に入り、3か月程度で職人用宿舎から社員宿舎に移った。その後、D市の県営総合グラウンド増設工事とE町のF軍基地内の工事現場で、27年2月まで働いた。

当該事業所での厚生年金保険の加入期間が、2か月というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

工業学校の同級生の証言及び申立人が所持している当時の建設工事現場の写真により、申立人が申立期間において、A社の建設工事現場で働いていたことは推認できる。

しかし、当該事業所の人事部は、「当社が保管している当時の健康保険厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人の健康保険番号の取得日は、昭和26年12月1日と記載されている。」と回答しており、当該被保険者資格の取得日は社会保険庁の記録とも一致している。

また、社会保険庁の記録により、当該同級生の紹介により当該事業所に入社したほかの同僚についても、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは入社から数年後であることが確認できることから、当該事業所では、当時は社員全員について入社後すぐに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が被保険者資格を取得した昭和26年12月1日より前の申立期間において、健康保険の記号番号は連番で欠番が無く、申立人

の氏名は無い。

加えて、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月

昭和43年8月1日にA社に入社し、入社と同時に厚生年金保険に加入したにもかかわらず、43年8月の厚生年金保険の記録が無い。当該期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「平成4年分退職所得の源泉徴収票」及びA社が提出した申立人に係る「社内履歴」並びに「辞令」により、申立人は昭和43年8月1日に当該事業所に入社したことが確認できる。

しかし、複数の元同僚から、「昭和43年3月に創立されたA社は、44年4月1日の営業放送開始に向け、非常に多忙であったため、厚生年金保険の手続が1か月か2か月程度遅れてしまうことがあったかもしれない。」との証言がある上、元同僚の入社日と厚生年金保険の資格取得日との関係を調査した結果、申立人と同じく昭和43年8月1日に入社した元同僚が、入社2か月後の同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している状況が認められるなど、申立期間当時の当該事業所においては、従業員の入社日に合わせて厚生年金保険の資格取得を届け出ていたとは限らず、その取扱いは一律ではなかったと推認できる。

また、当該事業所は、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、このほか、申立期間について、申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月21日から27年8月13日まで
② 昭和27年9月1日から30年12月24日まで

ねんきん特別便の内容を確認したところ、実際に勤務していたA社とB社C工場の計50か月が、厚生年金保険の記録から落ちていたので、社会保険事務所に調査を依頼したところ、脱退手当金が支給済みとの回答であった。しかし、私には脱退手当金が支給された記憶が無いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の資格喪失日前後に資格喪失している女性9名のうち、7名に脱退手当金の支給記録があり、さらに、支給記録のあるいずれの者も、厚生年金保険資格喪失日から約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録がある元同僚の中には、「退職時に、退職金とは別に、脱退手当金を受け取った記憶がある。」と具体的に証言している者もいるほか、当時は通算年金制度発足前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、B社C工場の前に勤務した事業所の厚生年金保険の被保険者期間も含めて計算され、支給額に計算上の誤りは無く、B社C工場の資格喪失日から約3か月後の昭和31年3月27日に脱退手当金の支給決定が行われているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人からの聴取では受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。